

議案第 9 1 号

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の  
授業料等に関する条例の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の  
授業料等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和 3 2 年前橋市条  
例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 条各号」を「第 1 条の 5 各号」に改め、同条第 2 項中「第  
1 条第 1 号」を「第 1 条の 5 第 1 号」に改める。

別表第 2 の注以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

保育所保育料徴収金基準額表

入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）（円）			
階層	市町村民税等による定義	3 歳未満 の児童 （保育標 準時間）	3 歳以上 の児童 （保育標 準時間）	3 歳未満 の児童 （保育短 時間）	3 歳以上 の児童 （保育短 時間）
A	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯 （単給世帯を含む。）及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律（平成 6 年法律 第 3 0 号）による支援給付を受 けている者の属する世帯（以下	0	0	0	0

			「被保護世帯等」という。)				
B	A階層、C階層及びD階層を除く市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	A階層及びB階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第1	均等割の額のみ のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
		第2	所得割の額が24,300円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
		第3	24,300円以上 48,600円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	A階層及びB階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第1	48,600円以上 52,200円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
		第2	52,200円以上 57,000円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
		第3	57,000円以上 64,200円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
		第4	64,200円以上 78,600円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
		第5	78,600円以上 97,000円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0

	第6	97,000円 以上 117,000 円未満	33,500 (11,600)	0	33,000 (11,400)	0
	第7	117,000 円以上 140,100 円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
	第8	140,100 円以上 155,700 円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
	第9	155,700 円以上 169,000 円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0
	第10	169,000 円以上 288,100 円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
	第11	288,100 円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

別表第2注6中「第14条の2第1項」を「第14条」に改め、同表注7中「B階層、」を削り、「保育料」を「3歳未満の児童に係る保育料」に改め、「B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあつては」を削る。

(前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第2条 前橋市立学校の授業料等に関する条例(昭和35年前橋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「別表に定める額」を「0円」に改める。

第3条の2第1項中「保育料」を「預かり保育料(一時的な預かり保育に係るものを除く。以下同じ。)及び通園バス利用料」に改め、同条第2項及び第3項中「保育料」を「預かり保育料及び通園バス利用料」に改め、同条第4項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。